

第1章

富山県と近代教育のはじまり

明治4年(1871)7月、廃藩置県が行われました。当初は、全国に3府302県が置かれていましたが、統廃合の結果、同年末には3府72県となり、明治21年までの間に3府43県となりました。廃藩置県によって越中国のうち、旧富山藩領だった婦負郡と新川郡の一部に富山県が置かれました。その後、明治4年11月の新川県設置、明治9年の新川県廃止と石川県への編入などを経て、明治16年に現在の県域で富山県が再び設置されました。

同じ時期に、教育に関しても新しい制度が整えられていきます。明治4年に文部省が設置されました。明治5年には学制が公布され、全国で学区が定められ、小学校等が設立されます。明治12年には教育令が公布され、学制は廃止されました。教育令では学区を廃止し、各府県に学校の運営が任せられましたが、就学状況の悪化が見られたことから、明治13年に大幅な改正が行われました。この時の改正では、重要事項に関する「文部卿の認可」の規定が設けられたほか、府知事・県令の権限の強化、就学の義務の明確化などが行われています。その後、明治18年には再び改正が行われ、簡易な小学教育を認め、学務委員を廃止するなど、地方の負担軽減が図られました。明治19年には教育令に代わり、小学校令、中学校令、師範学校令、帝国大学令の4つの学校令が公布されます。学校令の公布により、その後の学校制度の基礎が整えられました。

関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
明治4(1871)	7	廃藩置県により富山県(旧富山藩領)・金沢県(旧加賀藩領)設置	廃藩置県実施
	11	新川県設置(新川・婦負・砺波郡は新川県、射水郡は七尾県)	
明治5(1872)	8		「学制」公布、全国で学区を定める
	9	射水郡、新川県に編入	
明治6(1873)	1	学制実施に関する告諭(新川県)	
	2	伏木小学校設立	
	10	新川県小学教員講習所開設	
明治7(1874)	12	新川県下の小学校総数359校となる	
明治8(1875)	4		府県に学務課を設置
	12	新川県小学教員講習所を新川県師範学校と改称	
明治9(1876)		新川県、石川県に編入	
	4	新川県師範学校を石川県富山師範学校と改称、女子部開設	
明治10(1877)	2	石川県富山師範学校を石川県第二師範学校と改称	
	11	致遠中学校開校(明治16年廃校)	
明治12(1879)	11	各小学校に学務委員を設ける	
明治13(1880)	12		「教育令」改正
明治15(1882)	9	石川県、小学校分校・巡回授業所を指定	
	5	富山県設置	
明治16(1883)	8	各地に巡回授業所を設置	
		富山県中学校開校 県下初の県立中学校 【現在の富山高等学校】	
明治18(1885)	1		
	3		「帝国大学令」公布
	4		「小学校令」「中学校令」「師範学校令」公布
明治19(1886)	12	小学校授業料の額及び納付期限を定める	
		師範学校に幼児保育場開設 県内初の幼稚園	
明治20(1887)	6		
明治22(1889)	2		「大日本帝国憲法」公布

出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻、昭和47年)

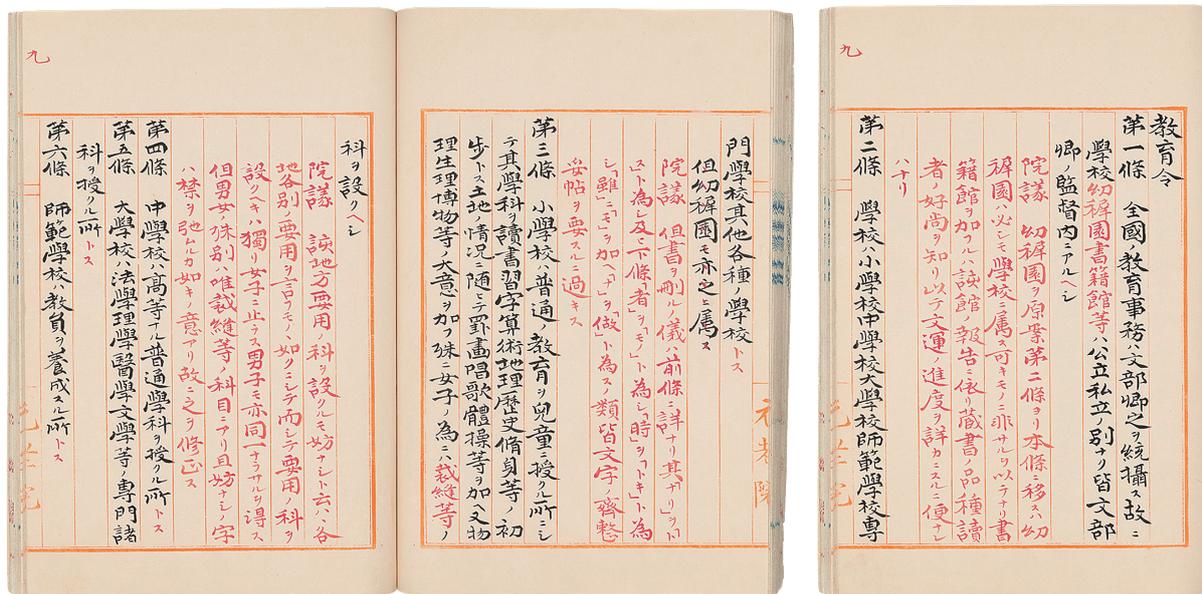


『学制』

明治5年(1872)、フランスの制度にならい、我が国初の近代的学校制度である学制が頒布されました。そこで示された学校設置の基準は、全国を8大学区にわけ、各大学区に大学校1、中学校32、各中学区に小学校210を設置する（当時の人口で約600人に1小学校の割合）というもので、小学校の設立・運営経費は地域の負担とされました。

資料は、東京日日新聞（現・毎日新聞）の記者で、啓蒙雑誌『相益社談』を創刊した思想家・海内果うみうちぼたの關係資料です。海内果は、生家のある中老田村（現・富山市）で小学校の設立をいち早く提唱し、明治6年(1873)8月に開校させました。

整理番号：海内家・一一40
海内家文書 富山県公文書館所蔵



教育令布告ノ件

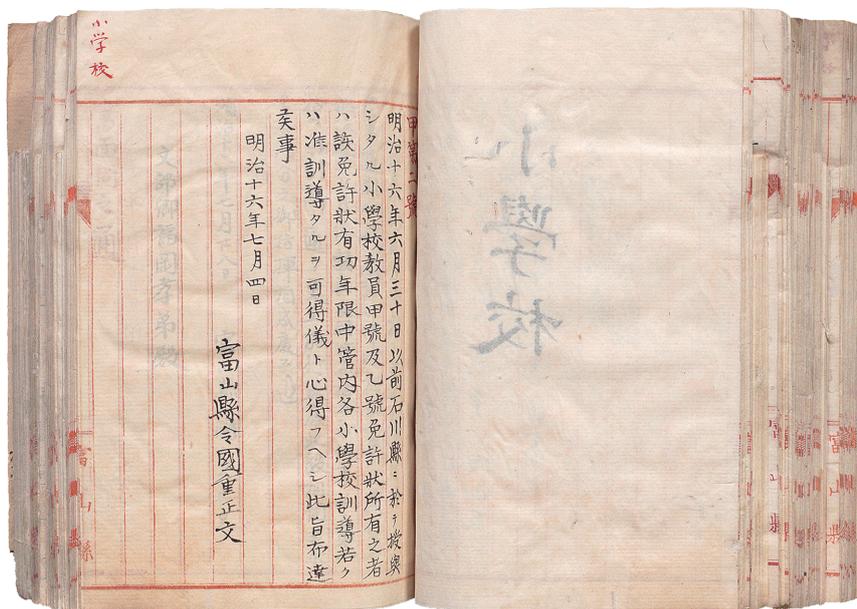
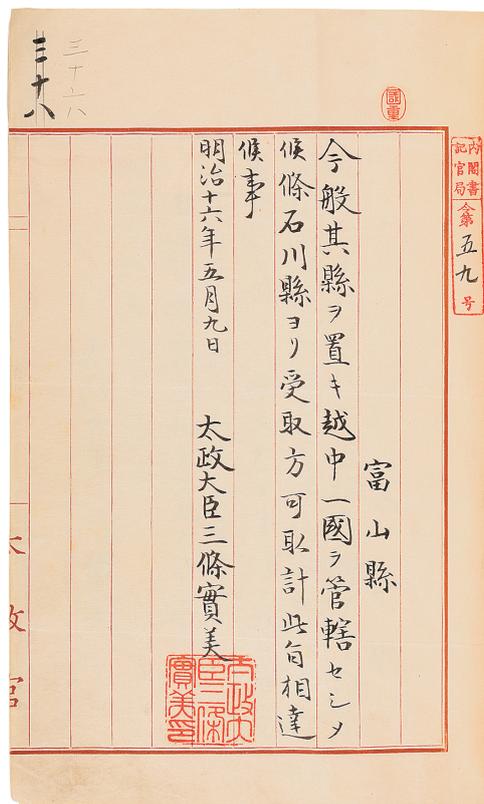
明治12年(1879)9月、教育令が布告されました。教育令では、「学校」とは、小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校その他各種の学校を指す、と定義されました。小学校については、児童に普通教育を教授し、読書・習字・算術・地理・歴史・修身等の初歩を教える場であると定められました。資料は、同年7月の元老院で修正が行われた教育令の布告案で、元老院による修正が朱書され、修正理由が記載されています。教育令は、明治13年、明治18年の改正を経て、明治19年に小学校令等の学校種別ごとの勅令（学校令）の公布にともなって廃止されました。

請求番号：公副02544100
国立公文書館所蔵

富山県設置の太政官達

明治16年(1883)5月9日に、富山県・佐賀県・宮崎県の3県の設置が太政官布告により正式に決定しました。資料は、同日、富山県に太政官から伝達された文書です。初代県令には長州藩(山口県)出身の国重正文が任命されました。ここに、現在の富山県が誕生しました。「県民ふるさとの日」は、この公文書の日付です。

富山県公文書館所蔵



富山県史料 学校 2

明治16年(1883)の富山県設置から明治17年までの間の富山県における学校行政に関する資料をまとめた簿冊。「富山県史料」全22冊のうち、第10冊。

見開き箇所は、富山県置県に際して、明治16年6月30日以前に石川県で授与された小学校教員免許状(甲・乙)を有効とする旨の布告です。当時、小学校教員免許状は、各府知事・県令から授与されていました。富山県が置かれた直後、同県発行の教員免許状を持つ者がいない状況でも、小学校での教育が継続できるようにとられた措置と考えられます。

請求番号：府県史料富山
国立公文書館所蔵